

静岡県行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年10月14日

静岡県知事 川勝平太

静岡県規則第44号

静岡県行政組織規則の一部を改正する規則

静岡県行政組織規則（平成19年静岡県規則第29号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後																																											
<p>(局及び課)</p> <p><b>第10条</b> 静岡県部設置条例により設けられた知事直轄組織及び部の下に、次の各号の表の左欄に掲げる局を置き、知事直轄組織及びそれぞれの部又は局に同表の右欄に掲げる課を置く。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) 健康福祉部</p> <table border="1"><thead><tr><th>局</th><th>課</th></tr></thead><tbody><tr><td>(略)</td><td></td></tr><tr><td rowspan="2">感染症対策局</td><td>(略)</td></tr><tr><td>新型コロナウイルス対策課</td></tr><tr><td>(略)</td><td></td></tr></tbody></table> <p>(7)・(8) (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>(局及び課の所掌事務)</p> <p><b>第12条</b> 第10条に規定する局及び課の所掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) 健康福祉部</p> <table border="1"><thead><tr><th>局</th><th>課</th><th>所掌事務</th></tr></thead><tbody><tr><td>(略)</td><td></td><td></td></tr><tr><td rowspan="2">感染症対策局</td><td>(略)</td><td></td></tr><tr><td>新型コロナウイルス対策課</td><td>(1) <u>新型コロナウイルス感染症に関すること。</u></td></tr></tbody></table>	局	課	(略)		感染症対策局	(略)	新型コロナウイルス対策課	(略)		局	課	所掌事務	(略)			感染症対策局	(略)		新型コロナウイルス対策課	(1) <u>新型コロナウイルス感染症に関すること。</u>	<p>(局及び課)</p> <p><b>第10条</b> 静岡県部設置条例により設けられた知事直轄組織及び部の下に、次の各号の表の左欄に掲げる局を置き、知事直轄組織及びそれぞれの部又は局に同表の右欄に掲げる課を置く。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) 健康福祉部</p> <table border="1"><thead><tr><th>局</th><th>課</th></tr></thead><tbody><tr><td>(略)</td><td></td></tr><tr><td rowspan="3">感染症対策局</td><td>(略)</td></tr><tr><td>新型コロナウイルス対策企画課</td></tr><tr><td>新型コロナウイルス対策推進課</td></tr><tr><td>(略)</td><td></td></tr></tbody></table> <p>(7)・(8) (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>(局及び課の所掌事務)</p> <p><b>第12条</b> 第10条に規定する局及び課の所掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) 健康福祉部</p> <table border="1"><thead><tr><th>局</th><th>課</th><th>所掌事務</th></tr></thead><tbody><tr><td>(略)</td><td></td><td></td></tr><tr><td rowspan="3">感染症対策局</td><td>(略)</td><td></td></tr><tr><td>新型コロナウイルス対策企画課</td><td>(1) <u>新型コロナウイルス感染症対策の企画及び調</u></td></tr><tr><td>新型コロナウイルス対策推進課</td><td></td></tr></tbody></table>	局	課	(略)		感染症対策局	(略)	新型コロナウイルス対策企画課	新型コロナウイルス対策推進課	(略)		局	課	所掌事務	(略)			感染症対策局	(略)		新型コロナウイルス対策企画課	(1) <u>新型コロナウイルス感染症対策の企画及び調</u>	新型コロナウイルス対策推進課	
局	課																																											
(略)																																												
感染症対策局	(略)																																											
	新型コロナウイルス対策課																																											
(略)																																												
局	課	所掌事務																																										
(略)																																												
感染症対策局	(略)																																											
	新型コロナウイルス対策課	(1) <u>新型コロナウイルス感染症に関すること。</u>																																										
局	課																																											
(略)																																												
感染症対策局	(略)																																											
	新型コロナウイルス対策企画課																																											
	新型コロナウイルス対策推進課																																											
(略)																																												
局	課	所掌事務																																										
(略)																																												
感染症対策局	(略)																																											
	新型コロナウイルス対策企画課	(1) <u>新型コロナウイルス感染症対策の企画及び調</u>																																										
	新型コロナウイルス対策推進課																																											

		<p>② <u>局内の予算及び経理の総括に関すること。</u></p> <p>③ <u>局内各課の連絡調整及び局内他課の所掌に属しない事務に関すること。</u></p>
(略)		

(7)・(8) (略)

2～5 (略)

第20条 (略)

2～9 (略)

10 静岡県中部健康福祉センターの相談判定課及び育成課は藤枝市岡出山に、化学検査課及び細菌検査課は藤枝市谷稲葉に置く。

		<p><u>整に関すること。</u></p> <p>② <u>新型コロナウイルス感染症対応に必要な病床の確保等に関すること。</u></p> <p>③ <u>局内の予算及び経理の総括に関すること。</u></p> <p>④ <u>局内各課の連絡調整及び局内各課の所掌に属しない事務に関すること。</u></p>
	<p><u>新型コロナ対策推進課</u></p>	<p>① <u>新型コロナウイルス感染症の自宅療養者に関すること。</u></p> <p>② <u>新型コロナウイルス感染症に係るワクチンの接種に関すること。</u></p> <p>③ <u>新型コロナウイルス感染症の検査に関すること。</u></p>
(略)		

(7)・(8) (略)

2～5 (略)

第20条 (略)

2～9 (略)

10 静岡県中部健康福祉センターの化学検査課及び細菌検査課は、藤枝市谷稲葉に置く。

11 (略)

第22条 (略)

2 児童相談所の名称、位置及び所管区域は、次のとおりとする。

名称	位置	所管区域
(略)		
静岡県中央 児童相談所	藤枝市 <u>岡出山</u>	(略)
(略)		

3 (略)

第26条 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第11条第1項の規定により、身体障害者の更生援護の利便のため、及び市町の援護の適切な実施の支援のため、静岡県身体障害者更生相談所を藤枝市岡出山に置く。

の更生援護の利便のため、及び市町の援護の適切な実施の支援のため、静岡県身体障害者更生相談所を藤枝市岡出山に置く。

2 (略)

第27条 (略)

2 知的障害者更生相談所の名称、位置及び所管区域は、次のとおりとする。

名称	位置	所管区域
(略)		
静岡県中央 知的障害者 更生相談所	藤枝市 <u>岡出山</u>	(略)
(略)		

3 (略)

(本庁の参事等)

第67条 (略)

2～6 (略)

7 前各項に規定する職のほか、本庁に、次の表の左欄に掲げる職を同表の中欄に掲げる機関に置き、その職にある者は、それぞれ上司の命を受けて同表の右欄に掲げる事務を処理する。

職	機関	事務
(略)		

11 (略)

第22条 (略)

2 児童相談所の名称、位置及び所管区域は、次のとおりとする。

名称	位置	所管区域
(略)		
静岡県中央 児童相談所	藤枝市 <u>瀬戸新屋</u>	(略)
(略)		

3 (略)

第26条 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第11条第1項の規定により、身体障害者の更生援護の利便のため、及び市町の援護の適切な実施の支援のため、静岡県身体障害者更生相談所を藤枝市瀬戸新屋に置く。

の更生援護の利便のため、及び市町の援護の適切な実施の支援のため、静岡県身体障害者更生相談所を藤枝市瀬戸新屋に置く。

2 (略)

第27条 (略)

2 知的障害者更生相談所の名称、位置及び所管区域は、次のとおりとする。

名称	位置	所管区域
(略)		
静岡県中央 知的障害者 更生相談所	藤枝市 <u>瀬戸新屋</u>	(略)
(略)		

3 (略)

(本庁の参事等)

第67条 (略)

2～6 (略)

7 前各項に規定する職のほか、本庁に、次の表の左欄に掲げる職を同表の中欄に掲げる機関に置き、その職にある者は、それぞれ上司の命を受けて同表の右欄に掲げる事務を処理する。

職	機関	事務
(略)		

医療人材室長	(略)	医療人材室長	(略)
地域包括ケア推進室長	(略)	<u>ワクチン推進室長</u>	<u>健康福祉部感染症対策局新型コロナウイルス対策推進課</u> <u>新型コロナウイルス感染症に係るワクチンの接種に関する事務</u>
(略)		地域包括ケア推進室長	(略)
		(略)	

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

**附 則**

この規則中第10条、第12条及び第67条の改正は令和3年10月15日から、第20条、第22条、第26条及び第27条の改正は同年11月1日から施行する。